

旧	新
<p>はじめに</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。</p> <p>その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされ、都道府県及び市町村は計画的な耐震化のために耐震改修促進計画を策定することとしています。</p> <p>これを受け、千葉県では平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「千葉県計画」という。）」を策定しており、本市においても平成20年12月に「鴨川市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を定め、<u>既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところ</u>です。</p> <p>その後も、平成23年3月には、東日本大震災が発生、<u>県内で最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。</u>大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</p> <p>さらに、<u>南海トラフ地震及び首都直下地震などについては、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。</u>特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施する必要があります。</p> <p>このような背景のもと、平成25年11月には法改正があり、それを踏まえた本計画の改定が必要となっています。加えて、本計画は策定から7年が経過していることから、現況の本市における耐震化の進捗状況を捉え、それに応じた新たな施策の実施等を図ることが求められています。</p>	<p>はじめに</p> <p>平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（<u>平成7年法律第123号</u>。以下「法」という。）」が制定されました。</p> <p>その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、建築物の耐震化については、「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置<u>付け</u>られたことなどから、平成18年1月に法改正がなされ、都道府県及び市町村は計画的な耐震化のために耐震改修促進計画を策定することとしています。</p> <p>これを受け、千葉県では平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「千葉県計画」という。）」を策定しており、本市においても平成20年12月に「鴨川市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」<u>を定めました。</u></p> <p>その後も、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、<u>これまでの想定を遥かに超える甚大な被害が生じたことや、南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。</u>県内においても最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象による<u>甚大な被害が発生したことや、法改正により計画の改定が求められていること等により、平成28年3月に本計画を改定し、耐震化施策を総合的に進めてきたところ</u>です。</p> <p><u>近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、堀に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。</u></p> <p>さらに、<u>「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年9月）や「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施する必要があります。</u></p> <p>このような背景の下、平成31年1月には<u>同法施行令が改正されるとともに、令和3年3月に千葉県計画が改定されたことを受けて、本計画の改定が必要</u>となっています。加えて、本計画は<u>前回の改定の耐震化目標年度を超過</u>していることから、現況の本市における耐震化の進捗状況を捉え、それに応じた<u>新たな耐震化の目標設定</u>や</p>

旧	新
<p>このような認識の下、本計画を見直し、改定することで、本市における建築物耐震化の一層の促進を図ろうとするものです。</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>本計画は、法第6条第1項の規定により策定するものです。</p> <p>本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)及び「千葉県計画」に基づき、平成32年度を目標年度として、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>市は、本計画に基づき県と連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。</p> <p>なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。</p>	<p>新たな施策の実施等を図ることが求められています。</p> <p>このような認識の下、本計画を見直し、改定することで、本市における建築物耐震化の一層の促進を図ろうとするものです。</p> <p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>本計画は、法第6条第1項の規定により策定するものです。</p> <p>本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)及び「千葉県計画」に基づき、令和7年度を目標年度として、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。</p> <p>市は、本計画に基づき県と連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全を確保していくこととします。</p> <p>なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。</p>
<p>図-1 耐震改修促進計画の位置づけ</p>	<p>図-1 耐震改修促進計画の位置づけ</p>

旧	新																																																																																						
<p>第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>1 想定される地震の規模、被害の状況 千葉県計画では、千葉県地域防災計画(平成26年度版)において、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの3つの地震を想定していますが、本計画においては、鴨川市地域防災計画(平成26年3月改定)に示す、元禄地震と同規模の地震が発生した場合について想定します。</p> <p>表 - 1 想定される地震の規模・被害の状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">想定条件</td> <td>規模</td> <td colspan="2">1703年元禄地震(M8.2)程度</td> </tr> <tr> <td>地震発生の時季時刻</td> <td colspan="2">①冬季 午前5時 ②夏季 正午</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">想定される震度及び被害量</td> <td>想定される震度</td> <td colspan="2">震度6弱～震度6強(図-2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害(住家)※揺れ+液状化</td> <td rowspan="2">木造</td> <td>全壊</td> <td>3,093棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>4,058棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RC造</td> <td>全壊</td> <td>14棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>27棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>全壊</td> <td>54棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>119棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td rowspan="2">死者</td> <td>冬季</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>243人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重傷者</td> <td>冬季</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽傷者</td> <td>冬季</td> <td>183人</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>298人</td> </tr> </table> <p>* 「鴨川市地域防災計画(平成26年3月)」より</p> <p>図 - 2 震度分布図 (略)</p> <p>2 耐震化の現状 (1) 住宅 平成27年1月1日時点における市内の住宅数は、16,445棟(木造戸建住宅：15,532棟、共同住宅その他の住宅：913棟)です。 このうち、耐震性がある住宅数は、8,789棟(昭和55年以前で耐震性を有する住宅：1,824棟、昭和56年以降の住宅：6,965棟)と推計され、市内の住宅の耐震化率*1は、約53%です。</p>	想定条件	規模	1703年元禄地震(M8.2)程度		地震発生の時季時刻	①冬季 午前5時 ②夏季 正午		想定される震度及び被害量	想定される震度	震度6弱～震度6強(図-2)		建物被害(住家)※揺れ+液状化	木造	全壊	3,093棟	半壊	4,058棟	RC造	全壊	14棟	半壊	27棟	鉄骨造	全壊	54棟	半壊	119棟	人的被害	死者	冬季	149人	夏季	243人	重傷者	冬季	45人	夏季	74人	軽傷者	冬季	183人	夏季	298人	<p>第2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</p> <p>1 想定される地震の規模、被害の状況 千葉県計画では、千葉県地域防災計画(令和3年度版)において、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を想定していますが、本計画においては、鴨川市地域防災計画(令和4年3月改定)に示す、元禄地震と同規模の地震が発生した場合について想定します。</p> <p>表 - 1 想定される地震の規模・被害の状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">想定条件</td> <td>規模</td> <td colspan="2">1703年元禄地震(M8.2)程度</td> </tr> <tr> <td>地震発生の時季時刻</td> <td colspan="2">①冬季 午前5時 ②夏季 正午</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">想定される震度及び被害量</td> <td>想定される震度</td> <td colspan="2">震度6弱～震度6強(図-2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害(住家)※揺れ+液状化</td> <td rowspan="2">木造</td> <td>全壊</td> <td>3,093棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>4,058棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">RC造</td> <td>全壊</td> <td>14棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>27棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄骨造</td> <td>全壊</td> <td>54棟</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>119棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人的被害</td> <td rowspan="2">死者</td> <td>冬季</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>243人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">重傷者</td> <td>冬季</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>74人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽傷者</td> <td>冬季</td> <td>183人</td> </tr> <tr> <td>夏季</td> <td>298人</td> </tr> </table> <p>* 「鴨川市地域防災計画(令和4年3月)」より</p> <p>図 - 2 震度分布図 (略)</p> <p>2 耐震化の現状 (1) 住宅 令和4年1月1日時点における市内の住宅数は、14,410棟(木造戸建住宅：12,293棟、共同住宅その他の住宅：2,117棟)です。 このうち、耐震性がある住宅数は、7,780棟(昭和55年以前で耐震性を有する住宅：688棟、昭和56年以降の住宅：7,092棟)と推計され、市内の住宅の耐震化率*1は、約54%です。</p>	想定条件	規模	1703年元禄地震(M8.2)程度		地震発生の時季時刻	①冬季 午前5時 ②夏季 正午		想定される震度及び被害量	想定される震度	震度6弱～震度6強(図-2)		建物被害(住家)※揺れ+液状化	木造	全壊	3,093棟	半壊	4,058棟	RC造	全壊	14棟	半壊	27棟	鉄骨造	全壊	54棟	半壊	119棟	人的被害	死者	冬季	149人	夏季	243人	重傷者	冬季	45人	夏季	74人	軽傷者	冬季	183人	夏季	298人
想定条件		規模	1703年元禄地震(M8.2)程度																																																																																				
	地震発生の時季時刻	①冬季 午前5時 ②夏季 正午																																																																																					
想定される震度及び被害量	想定される震度	震度6弱～震度6強(図-2)																																																																																					
	建物被害(住家)※揺れ+液状化	木造	全壊	3,093棟																																																																																			
			半壊	4,058棟																																																																																			
	RC造	全壊	14棟																																																																																				
		半壊	27棟																																																																																				
	鉄骨造	全壊	54棟																																																																																				
		半壊	119棟																																																																																				
	人的被害	死者	冬季	149人																																																																																			
			夏季	243人																																																																																			
		重傷者	冬季	45人																																																																																			
夏季			74人																																																																																				
軽傷者	冬季	183人																																																																																					
	夏季	298人																																																																																					
想定条件	規模	1703年元禄地震(M8.2)程度																																																																																					
	地震発生の時季時刻	①冬季 午前5時 ②夏季 正午																																																																																					
想定される震度及び被害量	想定される震度	震度6弱～震度6強(図-2)																																																																																					
	建物被害(住家)※揺れ+液状化	木造	全壊	3,093棟																																																																																			
			半壊	4,058棟																																																																																			
	RC造	全壊	14棟																																																																																				
		半壊	27棟																																																																																				
	鉄骨造	全壊	54棟																																																																																				
		半壊	119棟																																																																																				
	人的被害	死者	冬季	149人																																																																																			
			夏季	243人																																																																																			
		重傷者	冬季	45人																																																																																			
夏季			74人																																																																																				
軽傷者	冬季	183人																																																																																					
	夏季	298人																																																																																					

旧					新						
表 - 2 住宅の耐震化の現状※2 (単位：棟)					表 - 2 住宅の耐震化の現状※2 (単位：棟)						
総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56 年以降 (耐震性 有) c	耐震化率 (b+c)/(a+ b+c)	総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56 年以降 (耐震性 有) c	耐震化率 (b+c)/(a+ b+c)		
	耐震性 無 a	耐震性 有※3 b				耐震性 無 a	耐震性 有※3 b				
16,445	7,656	1,824	6,965	約53%	14,410	7,318	688	7,092	約54%		
※1 耐震化率とは、住宅全体、特定建築物全体及び市有建築物全体に対して耐震性があるものの割合を指しています。 ※2 総数、建築時期ごとの棟数は平成27年1月1日時点の固定資産税家屋台帳からの集計です。 ※3 昭和55年以前の耐震性の有無の割合については、平成25年住宅・土地統計調査(総務省統計局)より推計しました。					※1 耐震化率とは、住宅全体、特定建築物全体及び市有建築物全体に対して耐震性があるものの割合を指しています。 ※2 総数、建築時期ごとの棟数は令和4年1月1日時点の固定資産税家屋台帳からの集計です。 ※3 昭和55年以前の耐震性の有無の割合については、住宅・土地統計調査(総務省統計局)より推計しました。						
(2) 特定建築物					(2) 特定建築物						
本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。 (資料1参照) 平成27年における特定建築物の棟数は、市有建築物が36棟、民間建築物が74棟で、あわせて110棟です。 このうち、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でないとして推定される特定建築物は、市有建築物が12棟、民間建築物が22棟で、あわせて34棟です。 特定建築物全体の耐震化率は約69%で、市有建築物が約67%、民間建築物が約70%です。					本計画における特定建築物とは、法第14条第1号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第2号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。 (資料1参照) 令和4年における特定建築物の棟数は、市有建築物が35棟、民間建築物が74棟で、あわせて109棟です。 このうち、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でないとして推定される特定建築物は、市有建築物が7棟、民間建築物が20棟で、あわせて27棟です。 特定建築物全体の耐震化率は約75%で、市有建築物が約80%、民間建築物が約73%です。						
表 - 3 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)					表 - 3 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)						
特定建築物区分	総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	特定建築物区分	総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b					耐震性無 a	耐震性有 b		
市有	36	12	12	12	約67%	市有	35	7	15	13	約80%
民間	74	22	15	37	約70%	民間	74	20	16	38	約73%
全体	110	34	27	49	約69%	全体	109	27	30	52	約75%
* 各棟数は、千葉県各市町村調査(平成26年度)及び、特定建築物所有者へのアンケート調査(平成26					* 市有の棟数は、千葉県各市町村調査(令和4年4月1日)からの集計です。						

旧	新																								
<p>年度)からの集計です。ただし、昭和55年以前の民間特定建築物のうち耐震診断が未診断であるものについては、千葉県各市町村調査の比率に基づき耐震性の有無を推計しています。</p> <p>(3) 市有建築物 平成27年における市有建築物の総数は、<u>192</u>棟であり、このうち、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない市有建築物は、<u>40</u>棟です。 市有建築物全体の耐震化率は、約<u>79%</u>です。</p> <p>表 - 4 市有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総数 (a+b+c)</th> <th colspan="2">昭和55年以前</th> <th rowspan="2">昭和56年以降 (耐震性有) c</th> <th rowspan="2">耐震化率 (b+c)/(a+b+c)</th> </tr> <tr> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>192</u></td> <td><u>40</u></td> <td><u>12</u></td> <td><u>140</u></td> <td><u>約79%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 各棟数は、<u>固定資産税非課税建築物台帳</u>からの集計です。<u>耐震改修を行った施設については集計上の処理を行っています。</u></p> <p>3 耐震改修等の目標の設定 平成20年12月に策定した計画では、平成27年度に向けた目標を設定しました。平成28年3月の改定に当たっては、基本方針や千葉県計画、首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、平成32年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。</p> <p>(1) 住宅 住宅の耐震化率の目標は、<u>平成32年度</u>に95%とします。</p> <p>(2) 特定建築物 地震による死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるためには、多数の者が利用する特定建築物を優先して耐震化に取り組む必要があります。 特定建築物の耐震化率の目標は、<u>平成32年度</u>に<u>95%</u>とし、特に震災時の被害が甚大になるおそれのある学校、幼稚園、保育園、病院等の施設については、</p>	総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	耐震性無 a	耐震性有 b	<u>192</u>	<u>40</u>	<u>12</u>	<u>140</u>	<u>約79%</u>	<p>* <u>民間</u>の棟数は、千葉県の市町村調査(<u>平成31年3月末</u>)及び、特定建築物所有者へのアンケート調査(平成26年度)からの集計です。ただし、昭和55年以前の民間特定建築物のうち耐震診断が未診断であるものについては、千葉県各市町村調査の比率に基づき耐震性の有無を推計しています。</p> <p>(3) 市有建築物 <u>令和4年</u>における市有建築物の総数は、<u>212</u>棟であり、このうち、昭和55年以前に建築され耐震性が十分でない市有建築物は、<u>47</u>棟です。 市有建築物全体の耐震化率は、約<u>78%</u>です。</p> <p>表 - 4 市有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総数 (a+b+c)</th> <th colspan="2">昭和55年以前</th> <th rowspan="2">昭和56年以降 (耐震性有) c</th> <th rowspan="2">耐震化率 (b+c)/(a+b+c)</th> </tr> <tr> <th>耐震性無 a</th> <th>耐震性有 b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>212</u></td> <td><u>47</u></td> <td><u>13</u></td> <td><u>152</u></td> <td><u>約78%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 各棟数は、<u>公有財産台帳</u>からの集計です。</p> <p>3 耐震改修等の目標の設定 改定に当たっては、<u>国</u>の基本方針や千葉県計画、首都直下地震緊急推進基本計画等を踏まえ、<u>令和7年度</u>を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。</p> <p>(1) 住宅 住宅の耐震化率の目標は、<u>令和7年度</u>に95%とします。</p> <p>(2) 特定建築物 地震による死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるためには、多数の者が利用する特定建築物を優先して耐震化に取り組む必要があります。 特定建築物の耐震化率の目標は、<u>令和7年度</u>に<u>おおむね解消</u>とし、特に震災時の被害が甚大になるおそれのある学校、幼稚園、保育園、病院等の施設について</p>	総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)	耐震性無 a	耐震性有 b	<u>212</u>	<u>47</u>	<u>13</u>	<u>152</u>	<u>約78%</u>
総数 (a+b+c)		昭和55年以前				昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)																		
	耐震性無 a	耐震性有 b																							
<u>192</u>	<u>40</u>	<u>12</u>	<u>140</u>	<u>約79%</u>																					
総数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)																					
	耐震性無 a	耐震性有 b																							
<u>212</u>	<u>47</u>	<u>13</u>	<u>152</u>	<u>約78%</u>																					

旧	新
<p>建築物所有者と連携し、積極的に耐震化を促進します。</p> <p>(3) 市有建築物 災害時において、市役所、総合保健福祉会館、学校、集会所、公民館等の市有建築物(特定建築物)は、被害情報収集や災害対策指示、避難場所等の拠点施設として活用されることから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組む必要があります。また、特定建築物に該当しない建築物であっても、計画的な耐震化を図ります。</p> <p>市有建築物の耐震化率の目標は、平成 32 年度に 95%とします。</p>	<p>は、建築物所有者と連携し、積極的に耐震化を促進します。</p> <p>(3) 市有建築物 災害時において、市役所、総合保健福祉会館、学校、集会所、公民館等の市有建築物(特定建築物)は、被害情報収集や災害対策指示、避難場所等の拠点施設として活用されることから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組む必要があります。また、<u>「鴨川市公共施設等総合管理計画」及び「鴨川市公共施設等個別施設計画」をはじめとする関連計画に基づき、長寿命化対策や施設総量の適正化に向けた大規模改修や建替えなどの建物整備に併せ、計画的な耐震化を図ります。</u></p> <p>市有建築物の耐震化率の目標は、<u>令和7年度におおむね解消</u>とします。</p>
<p>4 市有建築物の耐震化の情報公開 (略)</p>	<p>4 市有建築物の耐震化の情報公開 (略)</p>
<p>第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p> <p>(1) 建築物の所有者等の役割 (略)</p> <p>(2) 県の役割 (略)</p> <p>(3) 市の役割 (略)</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要</p> <p>耐震化の促進のためには、耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物(以下「耐震不明建築物」という。)について、適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業の実施を検討します。このうち、耐震不明建築物である木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に要した費用の一部を助成します。</p>	<p>第3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</p> <p>1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針</p> <p>(1) 建築物の所有者等の役割 (略)</p> <p>(2) 県の役割 (略)</p> <p>(3) 市の役割 (略)</p> <p>2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要</p> <p>耐震化の促進のためには、耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物(以下「耐震不明建築物」という。)について、適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業の実施を検討します。このうち、耐震不明建築物である木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に要した費用の一部を<u>補助</u>します。</p>

旧	新												
<p>また、耐震診断の実施とその結果の公表が義務付けられた法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、耐震改修に要した費用の一部を助成します。</p> <p>建築物の耐震化は、個人の財産である建築物に対して行われるものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきものですが、耐震化により建築物の被害が軽減されることになり、仮設住宅やかれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、上記以外の耐震不明建築物に対しても、耐震診断に要した費用の一部を補助する事業の実施を検討します。</p> <p>3 重点的に耐震化すべき区域 〈略〉</p> <p>4 地震発生時に通行を確保すべき道路 地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたさぬよう、地震時に通行を確保すべき道路として、千葉県計画に位置づけられた法第5条第3項第3号に規定する道路は、千葉県地域防災計画において本市域で指定されている緊急輸送道路であることから、その沿道建築物の耐震化を図ります。</p> <p>表 - 5 千葉県地域防災計画における本市域内の緊急輸送道路(資料3、4参照)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線区分</th> <th style="text-align: center;">路線名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1次路線※1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国道128号 ・主要地方道千葉鴨川線 ・鴨川有料道路 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2次路線※2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国道410号 ・主要地方道鴨川保田線 ・主要地方道富津館山線 ・一般県道浜波太港線、鴨川市道山王町前浜線、鴨川漁港臨港道路 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1次路線：隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる重要な市町村道等。</p> <p>※2 2次路線：1次路線を補完し市町村役場を相互連絡する県道等。</p>	路線区分	路線名	1次路線※1	<ul style="list-style-type: none"> ・国道128号 ・主要地方道千葉鴨川線 ・鴨川有料道路 	2次路線※2	<ul style="list-style-type: none"> ・国道410号 ・主要地方道鴨川保田線 ・主要地方道富津館山線 ・一般県道浜波太港線、鴨川市道山王町前浜線、鴨川漁港臨港道路 	<p>また、耐震診断の実施とその結果の公表が義務付けられた法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、耐震改修に要した費用の一部を補助します。</p> <p>建築物の耐震化は、個人の財産である建築物に対して行われるものであり、基本的に所有者の責任において実施されるべきものですが、耐震化により建築物の被害が軽減されることになり、仮設住宅やかれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、上記以外の耐震不明建築物に対しても、耐震診断に要した費用の一部を補助する事業の実施を検討します。</p> <p>3 重点的に耐震化すべき区域 〈略〉</p> <p>4 地震発生時に通行を確保すべき道路 地震発生時において既存建築物の倒壊等により、震災時の救援、復旧、避難及び消火活動に必要な道路が閉塞され、諸活動の円滑な実施に支障をきたさぬよう、地震時に通行を確保すべき道路として、千葉県計画に位置づけられた法第5条第3項第3号に規定する道路は、千葉県地域防災計画において本市域で指定されている緊急輸送道路であることから、県と連携してその沿道建築物の耐震化を推進します。</p> <p>表 - 5 千葉県地域防災計画における本市域内の緊急輸送道路(資料3、4参照)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">路線区分</th> <th style="text-align: center;">路線名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1次路線※1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国道128号 ・主要地方道千葉鴨川線 <li style="text-decoration: underline;">(削除) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2次路線※2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道鴨川保田線、市道宿前太尾川線 ・国道410号 ・主要地方道富津館山線 ・一般県道浜波太港線、市道山王町前浜線、鴨川漁港臨港道路 ・市道作田真光寺線 </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 1次路線：隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる重要な市町村道等。</p> <p>※2 2次路線：1次路線を補完し市町村役場を相互連絡する県道等。</p>	路線区分	路線名	1次路線※1	<ul style="list-style-type: none"> ・国道128号 ・主要地方道千葉鴨川線 <li style="text-decoration: underline;">(削除) 	2次路線※2	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道鴨川保田線、市道宿前太尾川線 ・国道410号 ・主要地方道富津館山線 ・一般県道浜波太港線、市道山王町前浜線、鴨川漁港臨港道路 ・市道作田真光寺線
路線区分	路線名												
1次路線※1	<ul style="list-style-type: none"> ・国道128号 ・主要地方道千葉鴨川線 ・鴨川有料道路 												
2次路線※2	<ul style="list-style-type: none"> ・国道410号 ・主要地方道鴨川保田線 ・主要地方道富津館山線 ・一般県道浜波太港線、鴨川市道山王町前浜線、鴨川漁港臨港道路 												
路線区分	路線名												
1次路線※1	<ul style="list-style-type: none"> ・国道128号 ・主要地方道千葉鴨川線 <li style="text-decoration: underline;">(削除) 												
2次路線※2	<ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道鴨川保田線、市道宿前太尾川線 ・国道410号 ・主要地方道富津館山線 ・一般県道浜波太港線、市道山王町前浜線、鴨川漁港臨港道路 ・市道作田真光寺線 												

旧	新
<p>5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要</p> <p>(1)エレベーター及びエスカレーターの安全対策 〈略〉</p> <p>(2)各種落下物対策 〈略〉</p> <p>(3)天井等の脱落対策 〈略〉</p> <p>(4)ブロック塀対策の推進 地震時において、<u>コンクリートブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。市は、県と連携してパンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。</u></p>	<p>5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要</p> <p>(1)エレベーター及びエスカレーターの安全対策 〈略〉</p> <p>(2)各種落下物対策 〈略〉</p> <p>(3)天井等の脱落対策 〈略〉</p> <p>(4)ブロック塀対策の推進 地震時において、ブロック塀等は倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。<u>そのため、市では平成31年度より鳴川市小学校教育路危険ブロック塀等安全対策費補助制度を創設し、危険ブロック塀等の撤去工事に要した費用の一部を補助しています。</u> <u>補助対象は本補助金交付要綱に記載のとおりですが、特に小学校を中心とした概ね半径500mの区域内の通学路及びこれと同等と認められる道路については、社会資本整備総合交付金交付要綱付属第Ⅱ編イ-16-(12)-①住宅・建築物耐震改修事業の1.第2項第11号における「遊歩路」として位置付け、安全性の確保に向けた取組みを積極的に推進しています。</u></p>
<p>6 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進 〈略〉</p>	<p>6 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進 〈略〉</p>
<p>7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 市は県と連携して、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供等を行うとともに、必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等に努めます。</p>	<p>7 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 市は県と連携して、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供等を行うとともに、<u>土砂災害防止対策の推進の一環として、がけ地に近接する危険住宅を解体撤去し安全な場所に移転する方に対する費用の一部補助</u>や必要な砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備等<u>を進めることで、被害の軽減</u>に努めます。</p>
<p>8 耐震化の状況把握 〈略〉</p>	<p>8 耐震化の状況把握 〈略〉</p>

旧	新
<p>第4 啓発及び知識の普及</p> <p>1 地震ハザードマップの作成・公表 <u>建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を作成し公表するよう努めます。</u></p> <p>2 建築物の液状化対策 東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。 <u>千葉県計画では、千葉県において、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書としてとりまとめ、ホームページで情報提供するとともに、液状化しやすさマップを作成し、建築物の所有者等の意識の啓発を図るものとしています。</u> 市は県と連携を図り、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。</p> <p>3 相談体制の整備及び情報提供の充実 〈略〉</p> <p>4 パンフレットの作成・配付等 〈略〉</p> <p>5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 〈略〉</p> <p>6 家具の転倒防止策の推進 〈略〉</p> <p>7 自治会等との連携 〈略〉</p>	<p>第4 啓発及び知識の普及</p> <p>1 地震ハザードマップの作成・公表 <u>市では、日頃の防災対策や災害時の対応に活用することを目的に、様々な防災情報などを掲載した「防災マップ」を作成し、ウェブの閲覧サービスや市民への配布を行っています。引き続き「防災マップ」の周知を図ることで、地震に対する安全性の向上に関する知識の普及と耐震化に向けた更なる意識啓発を図ります。</u> <u>また、千葉県の「防災ポータルサイト」を活用した情報提供を行います。</u></p> <p>2 建築物の液状化対策 東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。 <u>千葉県</u>では、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書としてとりまとめ、ホームページで情報提供するとともに、<u>「防災ポータルサイト」</u>の液状化しやすさマップを<u>活用</u>し、建築物の所有者等の意識の啓発を図るものとしています。 市は県と連携を図り、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。</p> <p>3 相談体制の整備及び情報提供の充実 〈略〉</p> <p>4 パンフレットの作成・配付等 〈略〉</p> <p>5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導 〈略〉</p> <p>6 家具の転倒防止策の推進 〈略〉</p> <p>7 自治会等との連携 〈略〉</p>

旧	新
<p>第5 所管行政庁との連携 〈略〉</p> <p>第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項 〈略〉</p> <p>資料1 本計画の特定建築物 〈略〉</p> <p>資料2 耐震改修促進法の対象建築物 〈略〉</p> <p>資料3 緊急輸送道路図 図中：表5と同内容 * <u>平成27年12月末時点</u></p> <p>資料4 緊急輸送道路を閉塞させる住宅・建築物 〈略〉</p> <p>地震による倒壊で道路を閉塞する恐れのある建築物とは 地震時における救援・非難活動等の中心となる道路として指定した道路の沿道において、倒壊により当該道路を閉塞させる危険性がある建築物で、「耐震改修促進法第14条3号」で定められたもの。</p>	<p>第5 所管行政庁との連携 〈略〉</p> <p>第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し 必要な事項 〈略〉</p> <p>資料1 本計画の特定建築物 〈略〉</p> <p>資料2 耐震改修促進法の対象建築物 〈略〉</p> <p>資料3 緊急輸送道路図 図中：表5と同内容 * <u>令和3年3月時点</u></p> <p>資料4 緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある住宅・建築物 〈略〉</p> <p>地震による倒壊で道路を閉塞させるおそれのある建築物とは 地震時における救援・非難活動等の中心となる道路として指定した道路の沿道において、倒壊により当該道路を閉塞させるおそれのある建築物で、「耐震改修促進法第14条第3号」で定められたもの。</p>

旧	新																							
	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">資料5</div> <p style="color: red; margin-top: 5px;">耐震診断及び耐震改修の促進を図るための各種支援制度及び取組実績</p> <p style="color: red; margin-top: 10px;">各種支援制度概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">支援内容</th> <th style="width: 15%;">支援金額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造住宅耐震診断費補助金</td> <td>一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助</td> <td>補助対象経費の3分の2 【上限8万円】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">木造住宅耐震改修事業費等補助金</td> <td>耐震設計及び工事監理</td> <td>耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない一戸建て木造住宅の耐震工事の設計及び工事監理に要する費用の一部を補助 補助対象経費の2分の1 【上限10万円】</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない一戸建て木造住宅の耐震性を確保するための補強工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の23% 【上限40万円】</td> </tr> <tr> <td>リフォーム工事</td> <td>上記の耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の10分の1 【上限20万円】</td> </tr> <tr> <td>建替え工事</td> <td>耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない既存住宅の除却を行うとともに、市内に新たな一戸建ての住宅を建築する工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の23% ・市内業者が施工【上限80万円】 ・市外業者が施工【上限40万円】</td> </tr> <tr> <td>要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金</td> <td>耐震改修工事</td> <td>不特定多数の者が利用する建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修を実施するために必要な費用の一部を補助 補助対象経費又は5万300円に補助対象建築物の延べ面積を乗じて得た額のいずれか少ない額の23%</td> </tr> <tr> <td>小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金</td> <td>危険ブロック塀等の安全対策</td> <td>小学校を中心に半径500m以内の通学路等に面し、千葉県の特設調査において、地震等で倒壊するおそれがあると判断されたものを対象に、撤去に要する費用を補助 見積額又は延長1m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額 【1路線当たり 上限10万円】</td> </tr> </tbody> </table>			事業名	支援内容	支援金額等	木造住宅耐震診断費補助金	一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助	補助対象経費の3分の2 【上限8万円】	木造住宅耐震改修事業費等補助金	耐震設計及び工事監理	耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない一戸建て木造住宅の耐震工事の設計及び工事監理に要する費用の一部を補助 補助対象経費の2分の1 【上限10万円】	耐震改修工事	耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない一戸建て木造住宅の耐震性を確保するための補強工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の23% 【上限40万円】	リフォーム工事	上記の耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の10分の1 【上限20万円】	建替え工事	耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない既存住宅の除却を行うとともに、市内に新たな一戸建ての住宅を建築する工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の23% ・市内業者が施工【上限80万円】 ・市外業者が施工【上限40万円】	要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金	耐震改修工事	不特定多数の者が利用する建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修を実施するために必要な費用の一部を補助 補助対象経費又は5万300円に補助対象建築物の延べ面積を乗じて得た額のいずれか少ない額の23%	小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金	危険ブロック塀等の安全対策	小学校を中心に半径500m以内の通学路等に面し、千葉県の特設調査において、地震等で倒壊するおそれがあると判断されたものを対象に、撤去に要する費用を補助 見積額又は延長1m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額 【1路線当たり 上限10万円】
事業名	支援内容	支援金額等																						
木造住宅耐震診断費補助金	一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助	補助対象経費の3分の2 【上限8万円】																						
木造住宅耐震改修事業費等補助金	耐震設計及び工事監理	耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない一戸建て木造住宅の耐震工事の設計及び工事監理に要する費用の一部を補助 補助対象経費の2分の1 【上限10万円】																						
	耐震改修工事	耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない一戸建て木造住宅の耐震性を確保するための補強工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の23% 【上限40万円】																						
	リフォーム工事	上記の耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の10分の1 【上限20万円】																						
	建替え工事	耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない既存住宅の除却を行うとともに、市内に新たな一戸建ての住宅を建築する工事に要する費用の一部を補助 補助対象経費の23% ・市内業者が施工【上限80万円】 ・市外業者が施工【上限40万円】																						
要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金	耐震改修工事	不特定多数の者が利用する建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修を実施するために必要な費用の一部を補助 補助対象経費又は5万300円に補助対象建築物の延べ面積を乗じて得た額のいずれか少ない額の23%																						
小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金	危険ブロック塀等の安全対策	小学校を中心に半径500m以内の通学路等に面し、千葉県の特設調査において、地震等で倒壊するおそれがあると判断されたものを対象に、撤去に要する費用を補助 見積額又は延長1m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額 【1路線当たり 上限10万円】																						

旧	新																																																																										
	がけ地 近接等 危険住宅 移転事業 補助金	危険 住宅 の 移転	がけ地に近接する危 険住宅を解体撤去し、 安全な場所に移転す る方に対して費用の 一部を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・危険住宅除去事業 危険住宅の除去など に要する費用で、撤去 費、動産移転費、仮住 居費、跡地整備費など 【上限97万 5,000円】 ・移転先住宅取得事業 危険住宅に代わる新 たな市内の住宅の建 設、購入又は改修のた め、金融機関等から融 資を受けた場合の利 息に相当する額 (借入利率:年8.5% を限度) 【上限421万円】 																																																																							
<p>取組実績</p> <p>【木造住宅耐震診断費補助金】 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>平成20年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成28年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> </table> <p>【木造住宅耐震改修事業費等補助金】 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>平成30年度</th> <th>令和2年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>1(建替え)</td> <td>1(建替え)</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>【要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助金】 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>【小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金】 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>7</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>【小学校通学路危険ブロック塀等指導実績】 (単位:件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>小学校</th> <th>点検実施年度</th> <th>点検件数</th> <th>ポスティ ング 件数</th> <th>危険箇所 としての 指導対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鴨川小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>30</td> <td>16</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>東条小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>西条小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>田原小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>江見小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>長狭小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>天津小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>43</td> <td>29</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>小湊小学校</td> <td>平成30年度</td> <td>23</td> <td>21</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>					平成20年度	平成24年度	平成28年度	合計	1	1	2	4	平成30年度	令和2年度	合計	1(建替え)	1(建替え)	2	平成29年度	平成30年度	合計	1	1	2	令和元年度	令和2年度	合計	7	1	8	小学校	点検実施年度	点検件数	ポスティ ング 件数	危険箇所 としての 指導対象	鴨川小学校	平成30年度	30	16	15	東条小学校	平成30年度	22	21	8	西条小学校	平成30年度	3	2	1	田原小学校	平成30年度	3	2	1	江見小学校	平成30年度	5	1	3	長狭小学校	平成30年度	8	7	2	天津小学校	平成30年度	43	29	13	小湊小学校	平成30年度	23	21	10
平成20年度	平成24年度	平成28年度	合計																																																																								
1	1	2	4																																																																								
平成30年度	令和2年度	合計																																																																									
1(建替え)	1(建替え)	2																																																																									
平成29年度	平成30年度	合計																																																																									
1	1	2																																																																									
令和元年度	令和2年度	合計																																																																									
7	1	8																																																																									
小学校	点検実施年度	点検件数	ポスティ ング 件数	危険箇所 としての 指導対象																																																																							
鴨川小学校	平成30年度	30	16	15																																																																							
東条小学校	平成30年度	22	21	8																																																																							
西条小学校	平成30年度	3	2	1																																																																							
田原小学校	平成30年度	3	2	1																																																																							
江見小学校	平成30年度	5	1	3																																																																							
長狭小学校	平成30年度	8	7	2																																																																							
天津小学校	平成30年度	43	29	13																																																																							
小湊小学校	平成30年度	23	21	10																																																																							

旧	新
<p>資料5 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 平成18年 1月26日 国土交通省告示第184号 最終改正 平成25年10月29日 国土交通省告示第1055号</p> <p>〈略〉</p>	<p>資料6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 (平成十八年一月二十五日) (国土交通省告示第百八十四号) 改正 平成二五年一〇月二九日 国土交通省告示第一〇五五号 <u>同 二八年 三月二五日同 第 五二九号</u> <u>同 三〇年一二月二一日同 第一三八一号</u> <u>令和 三年一二月二一日同 第一五三七号</u></p> <p>〈略〉</p>
<p>資料6 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋） (平成七年十月二十七日) (法律第百二十三号)</p> <p>〈略〉</p>	<p>資料7 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋） 平成七年十月二十七日(法律第百二十三号) <u>最終改正：平成三十年法律第六十七号による改正</u></p> <p>〈略〉</p>
<p>資料7 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋） (平成七年十二月二十二日) (政令第四百二十九号)</p> <p>〈略〉</p>	<p>資料8 ○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋） <u>施行日：平成三十一年一月一日</u> <u>(平成三十年政令第三百二十三号による改正)</u></p> <p>〈略〉</p>
<p>資料8 ○建築基準法（抜粋） (昭和二十五年五月二十四日) (法律第二百一号)</p> <p>〈略〉</p>	<p>資料9 ○建築基準法（抜粋） 昭和二十五年五月二十四日 法律第二百一号</p> <p>〈略〉</p>
<p>資料9 ○建築基準法施行令（抜粋） (昭和二十五年十一月十六日) (政令第三百三十八号)</p> <p>〈略〉</p>	<p>資料10 ○建築基準法施行令（抜粋） 昭和二十五年十一月十六日 政令第三百三十八号</p> <p>〈略〉</p>